

年 月 日

- ☐通所リハビリテーション
- ☐介護予防通所リハビリテーション
- ☐保険外利用

利用契約書 重要事項説明書 個人情報取扱説明書

利用者： _____ 様

事業所：清風苑 通所リハビリテーション

利用契約書

(契約の目的)

第1条

清風苑通所リハビリテーション（以下、「当事業所」という。）は、要支援または要介護状態と認定された者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」）に基づき、通所リハビリテーション（以下「サービス」とする）を提供します。またサービスの利用に同意した者（以下「利用者」という）及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この契約の目的とします。

(適用期間)

第2条

1. 本契約は、利用者が当事業所のサービスの利用を開始した日から効力を有します。
2. 利用者は、前項に定める事項のほか、「利用契約書」及び「重要事項説明書」、「個人情報の取扱説明書」の改定が行われない限り、本契約締結をもって、繰り返し当事業所のサービスを利用することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、介護保険法令改正に伴い、「利用契約書」及び「重要事項説明書」、「個人情報の取扱説明書」の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書を配布する事で契約者の同意を得るものとします。

第3条

1. 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
2. 身元引受人は、利用者が本契約上、当施設に対して負担する一切の債務を極度額 150 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
3. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は、反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。
4. 身元引受人の請求があった時は、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びに、これらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者及び身元引受人からの解除)

第4条

利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示することにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、サービスの利用を解除・終了することができます。なおこの場合、利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所に連絡するものとします。

(当事業所からの解除)

第5条

当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第3項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条

1. 利用者は、連帯して当事業所に対し、サービスの対価として、「重要事項説明書」の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。
2. 当事業所は、利用者に対し、前月料金の合計額をお知らせし、これを受けた支払者は、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに、銀行振替又は現金等にてお支払いいただきます。
3. 当事業所は1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

第7条

1. 当事業所は、サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
2. 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむをえない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行為を制限する行為を行うことがあります。この場合は、様態及び時間帯、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条

1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を「重要事項説明書」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業所が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条

1. 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により受診が必要とみる場合、医療機関の診療を依頼することがあります。
2. 前項のほか、サービスの利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条

1. サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3. 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条

1. 利用者や及び利用者の身元引受人は、当事業所の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当の介護支援専門員に申し出ることができます。又、サービス担当者又は事業所管理者に申し出ることができます。当事業所管理者：田中 稔彦
2. 下記、公的機関においても、苦情申出等ができます。

市町村介護保険窓口

尾張旭市	長寿課介護保険係	TEL：0561-76-8144
瀬戸市	高齢福祉課	TEL：0561-88-2621
長久手市	福祉部長寿課	TEL：0561-56-0613
守山区	福祉課介護保険係	TEL：052-796-4557
名東区	福祉課介護保険係	TEL：052-778-3097
愛知県国民保健団体連合会 介護福祉室 苦情調査係		

TEL：052-971-4165

3. 施設は、第三者評価機関によるサービスの質の評価を受審しておりません。

(賠償責任)

第13条

1. サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所がその損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条

この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設 清風苑 通所リハビリテーション及び

介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人和光会が開設する介護老人保健施設 清風苑（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人 和光会 介護老人保健施設 清風苑
- (2) 開設年月日 平成4年4月13日
- (3) 所在地 愛知県尾張旭市東印場町二反田282番地の2
- (4) 電話番号 0561-52-6300 FAX 番号0561-53-4575
- (5) 管理者名 田中 稔彦
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（2354580009号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1 人 |
| (2) 医師 | 1 人以上 |
| (3) 看護職 | 1 人以上 |
| (4) 介護職員 | 5 人以上（常勤換算） |
| (5) 理学療法士等 | 2 人以上 |

（従業者の職務内容）

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護及び援助を行う。
- (4) 介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介護及び援助を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てると共に、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (8) 事務職員は必要な事務を行う。
- (9) その他職員は、補助業務及び運行業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下の通りとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの 6 日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 までを営業時間とする。但し 12 月 31 日から 1 月 2 日までを除く。
- (3) サービス提供時間は午前 9 時 30 分から午後 4 時 40 分までとする。

（利用定員）

第 8 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、1 単位目 45 名とする。

（通所リハビリテーションの内容）

第 9 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、必要なリハビリテーションを行う。

2. 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴の介助（1～2 時間の利用者を除く）もしくは特別な入浴介助を実施する。
3. 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
4. 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 利用料の額は、介護報酬上の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 食費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は、送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払を受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

名古屋市守山区、名東区、尾張旭市、瀬戸市、長久手市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒はご遠慮下さい。施設内は禁煙となっております。
- ・ 火気の取扱いは、ご遠慮下さい。
- ・ 設備・備品の利用は、大切にしてください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、職員の指示に従ってください。
- ・ 金銭・貴重品は持ち込みをご遠慮下さい。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関の受診は、施設の指示に従って下さい。
- ・ 宗教活動は、禁止とします。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止とします。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とします。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止とします。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(各階2名配置)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人 和光会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う他、施設職員が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて通所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人 和光会 介護老人保健施設 清風苑の役員会において定めるものとする。

(虐待の防止等)

第21条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

附 則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成18年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成20年9月1日改正

平成21年4月1日改正

平成22年11月1日改正

平成23年4月1日改正

平成28年6月1日改正

平成30年3月1日改正

平成30年4月1日改正

令和 1年7月1日改正

令和 3年6月1日改正

令和 6年4月1日改正